

平成16年度 静岡県地域防災計画 修正案 新旧対照表

一般対策編 1ページ - 17ページ

地震対策編 18ページ - 54ページ

原子力対策編 55ページ

地震対策編の新旧対照表中、東南海・南海地震防災対策推進計画に係る部分については、網掛けにより示している。

平成16年7月

静岡県防災会議

ページ	現 行	修 正 案
1	<p>【第1章 総論】</p> <p>第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 厚生労働省東海北陸厚生局</p> <p>ア 略</p> <p>イ 所管する国立病院及び診療所の被災病者の<u>収容治療</u>に関すること。</p> <p>(5)~(7) 略</p> <p>2 (8) 関東森林管理局東京分局 略</p> <p>(9)~(17) 略</p> <p>2 指定公共機関</p> <p>(1) 日本郵政公社東海支社</p> <p>災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</p> <p>ア~オ 略</p> <p>カ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い</p> <p>キ 逡信病院による医療救護活動</p> <p>ク 簡易保険加入者福祉施設(診療施設に限る)を活用した災害救護活動</p> <p>ケ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 日本銀行</p> <p>現地の実情を速やかに調査し、関係機関(財務局、財務事務所、金融機関等)と連絡、協議のうえ、必要に応じ次のような金融上の措置を実施する。</p> <p>ア~イ 略</p> <p>ウ 金融機関相互による次の申し合わせ実施のための要請</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 手形交換については、交換開始時刻、<u>交換尻決済時刻</u>、<u>不渡手形交換時刻の変更</u>、郵便物延着等不可抗力による呈示期間を</p>	<p>【第1章 総論】</p> <p>第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 厚生労働省東海北陸厚生局</p> <p>ア 略</p> <p>イ 所管する国立病院及び診療所の被災病者の<u>受入れ</u>、治療に関すること。</p> <p>(5)~(7) 略</p> <p>(8) 関東森林管理局 略</p> <p>(9)~(17) 略</p> <p>2 指定公共機関</p> <p>(1) 日本郵政公社東海支社</p> <p>災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</p> <p>ア~オ 略</p> <p>カ 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い</p> <p>キ 病院等による医療救護活動</p> <p>ク 簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救護活動</p> <p>ケ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 日本銀行</p> <p>現地の実情を速やかに調査し、関係機関(財務局、財務事務所、金融機関等)と連絡、協議のうえ、必要に応じ次のような金融上の措置を実施する。</p> <p>ア~イ 略</p> <p>ウ 金融機関相互による次の申し合わせ実施のための要請</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 手形交換については、<u>交換開始時刻及び交換尻決済時刻の変更</u>、<u>不渡手形返還時限の延長</u>、郵便物延着等不可抗力による呈</p>

	<p>経過した手形の交換持出の承認及び一定日までの被災関係手形 に対して不渡処分措置の猶予 (4)～(12) 略</p> <p>3 指定地方公共機関 (1)～(6) 略 (7) 社団法人静岡県医師会、社団法人静岡県看護協会、社団法人 静岡県病院協会、社団法人静岡県薬剤師会 医療救護施設等における医療救護活動の実施</p> <p><u>(8) 社団法人静岡県歯科医師会</u> ア 検視時の協力 イ 医療救護施設等における医療救護活動の実施</p> <p><u>(9) 社団法人静岡県警備業協会</u> 略 4～6 略</p> <p>6 第4節 県の自然条件 1 位置及び境域 静岡県はわが国のほぼ中央に位置し、温暖な気候と豊かな自然に 恵まれる。(中略)人口は約378万人、人口密度は約486人/ km²である(平成15年4月現在)。 2～4 略</p> <p>9 第6節 予想される災害と地域 1 風水害 (1) 狩野川流域(一級河川) 狩野川放水路の開通、中流部の改修により、流下能力は増大して いるが、流域内の降雨量によっては、依然水害発生危険性があり、 また、下流部の低地帯の排水不良を起こすおそれがある。 (2) 富士川流域(一級河川) 富士川は日本三大急流の一つであるが、流域の地形、護岸の強化</p>	<p>示期間を経過した手形の交換持出の承認及び一定日までの被災 関係手形に対して不渡処分措置の猶予 (4)～(12) 略</p> <p>3 指定地方公共機関 (1)～(6) 略 (7) 社団法人静岡県医師会、<u>社団法人静岡県歯科医師会</u>、社団法人 静岡県薬剤師会、<u>社団法人静岡県看護協会</u>、社団法人静岡県病院 協会 ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ <u>検視(社団法人静岡県薬剤師会を除く。)</u></p> <p><u>(8) 社団法人静岡県警備業協会</u> 略 4～6 略</p> <p>6 第4節 県の自然条件 1 位置及び境域 静岡県はわが国のほぼ中央に位置し、温暖な気候と豊かな自然に 恵まれる。(中略)人口は約379万人、人口密度は約487人/ km²である(平成16年4月現在)。 2～4 略</p> <p>9 第6節 予想される災害と地域 1 風水害 (1) 狩野川流域(一級河川) 狩野川放水路の開通、中流部の改修により、流下能力は増大して いるが、流域内の降雨量によっては、依然水害発生危険性があり、 また、<u>中・下流部</u>の低地帯の排水不良を起こすおそれがある。 (2) 富士川流域(一級河川) 富士川は日本三大急流の一つであるが、流域の地形、護岸の強化</p>
--	---	--

10	<p>により流量になお相当の余裕を残しており、洪水の危険は少ない。本川の東側に沿って流れる潤井川は富士山大沢くずれの土砂がたい積し、河床が上昇し豪雨時に危険がある。<u>しかし放水路より下流部は築堤護岸がほとんど完成し、一応安全な状態である。</u></p> <p>(3)~(4) 略 (5) 瀬戸川流域(二級河川) 近年、流域の都市化の進展が著しく、流域の治水安全度が急激に低下していたが、激甚災害対策特別緊急事業等により、本流瀬戸川、支流朝比奈川等では河川改修が進んでおり、治水安全度の向上が図られつつある。また、<u>地形的に低地地域であり、内水被害が頻発する下流部の石脇川流域では、現在、床上浸水対策特別緊急事業により河川改修を急いでいる。</u></p> <p>(6)~(7) 略 (8) 太田川流域(二級河川) 太田川は、下流部の低平地で緩勾配の築堤河川となっており、過去幾多の氾濫、内水による浸水を繰り返してきた。 このため、昭和27年度より着手した中小河川改修事業を中心に、<u>激甚災害対策特別緊急事業や、官行促進事業等の導入を図り、改修を実施してきており、治水安全度の向上を図っているが、未だに十分とは言えない。</u></p> <p>(9) 略 (10) 都田川流域(二級河川) 都田川は浜名湖を含む県下最大の二級河川であり、昭和49年の七夕豪雨では、堤防が決壊し、甚大な被害が生じたが、関公促進事業等の導入も図り改修が進められ、下流部は一応の安全度が確保されるようになっており、現在は、上流の浜松市域の改修を進めている。 また、井伊谷川では、上流の引佐町で浸水被害が頻発するため、<u>狭窄箇所である鉄道橋の改築を含め改修を進めているところである。</u></p> <p>2 略 3 地震・津波</p>	<p>により流量になお相当の余裕を残しており、洪水の危険は少ない。本川の東側に沿って流れる潤井川は富士山大沢崩れの土砂が堆積し、河床が上昇して豪雨時に危険がある。<u>放水路より下流部は放水路及び築堤護岸が完成し安全性は向上したが、潤井川支川における砂防施設の整備率が低いため、土砂の流入により河床が上昇し、なお氾濫の危険性がある。</u></p> <p>(3)~(4) 略 (5) 瀬戸川流域(二級河川) 近年、流域の都市化の進展が著しく、流域の治水安全度が急激に低下していたが、激甚災害対策特別緊急事業等により、本流瀬戸川、支流朝比奈川等では河川改修が進んでおり、治水安全度の向上が図られつつある。また、<u>地形的に低く、内水被害が頻発する下流部の石脇川流域では、床上浸水対策特別緊急事業により瀬戸川への放水路を整備し、一定の安全性が確保された。</u></p> <p>(6)~(7) 略 (8) 太田川流域(二級河川) 太田川は、下流部の低平地で緩勾配の築堤河川となっており、過去幾多の氾濫、内水による浸水を繰り返してきた。 このため、昭和27年度より着手した中小河川改修事業を中心に、<u>激甚災害対策特別緊急事業や、災害関連事業等の導入を図り、改修を実施するとともに、太田川ダムの建設等、治水安全度の向上を図っているが、未だに十分とは言えない。</u></p> <p>(9) 略 (10) 都田川流域(二級河川) 都田川は浜名湖を含む県下最大の二級河川であり、昭和49年の七夕豪雨では、堤防が決壊し、甚大な被害が生じたが、関公促進事業等の導入も図り改修が進められ、下流部は一応の安全度が確保されるようになっており、現在は、上流の浜松市域の改修を進めている。 また、井伊谷川では、上流の引佐町で浸水被害が頻発するため、<u>引佐町の区画整理と連携して改修を進めているところである。</u></p> <p>2 略 3 地震・津波</p>
----	---	--

	<p>(略)</p> <p>とりわけ本県に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生 の切迫性が指摘されている東海地震は、駿河湾から遠州灘を震源域 とするM 8クラスの巨大地震である。東海地震の震源域では、10 0年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、18 54年の安政東海地震発生後、150年<u>近くも</u>大地震が発生して おらず、地震活動の空白域となっている。(中略)</p> <p>このほかに、神奈川県西部や山梨県東部、伊豆半島、静岡県中部 などを震源とする地震へも注意を払っておく必要がある。</p> <p>津波については、上記の地震によるもののほか、<u>四国沖などの南 海トラフ沿いの地震に伴うものや、南北アメリカ大陸沿岸などの環 太平洋地域で発生した地震による遠地地震津波</u>についても警戒が 必要である。</p> <p>1 1 4 土石流、地すべり、がけ崩れ 「土石流・地すべり・がけ崩れ」については、県内で砂防指定地 が1,498箇所、地すべり防止区域が163箇所、急傾斜地崩壊危険区 域が970箇所(いずれも平成14年度末)指定されており、降雨時 や地震時の被害が予想される。 (略)</p> <p>5 ~ 7 略</p> <p>1 2 8 原子力災害 (略)</p> <p>本県では、国の原子力安全委員会の指針を踏まえ、防災対策を重 点的に充実すべき市町村を<u>浜岡町・御前崎町・相良町・小笠町・大 東町の5町</u>としている。(略)</p> <p>【第2章 災害予防計画】</p> <p>1 3 第1節 河川<u>の</u>災害予防計画 1 略 2 河川の治水対策</p>	<p>(略)</p> <p>とりわけ本県に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生 の切迫性が指摘されている東海地震は、駿河湾から遠州灘を震源域 とするM 8クラスの巨大地震である。東海地震の震源域では、10 0年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、18 54年の安政東海地震発生後、<u>約150年の間、</u>大地震が発生して おらず、地震活動の空白域となっている。(中略)</p> <p>このほかに、<u>東南海・南海地震、</u>神奈川県西部や山梨県東部、伊 豆半島、静岡県中部などを震源とする地震へも注意を払っておく必 要がある。</p> <p>津波については、上記の地震によるもののほか、南北アメリカ大 陸沿岸などの環太平洋地域で発生した地震による遠地地震津波に ついては警戒が必要である。</p> <p>4 土石流、地すべり、がけ崩れ</p> <p>「土石流・地すべり・がけ崩れ」については、県内で砂防指定地 が1,511箇所、地すべり防止区域が167箇所、急傾斜地崩壊危険区 域が1,004箇所(いずれも平成15年度末)指定されており、降雨 時や地震時の被害が予想される。 (略)</p> <p>5 ~ 7 略</p> <p>8 原子力災害 (略)</p> <p>本県では、国の原子力安全委員会の指針を踏まえ、防災対策を重 点的に充実すべき市町村を<u>御前崎市・相良町・小笠町・大東町の4 市町</u>としている。(略)</p> <p>【第2章 災害予防計画】</p> <p>第1節 河川災害予防計画 1 略 2 河川の治水対策</p>
--	--	---

	<p>本県の一、二級河川は 532 河川、流路延長 2,861.7 km、要整備延長は 1,881.4 km である。(平成 12 年 3 月 31 日現在)これに対し、県は平成 4 年度から平成 8 年度にかけての国の(第 8 次)治水事業 5 か年計画(平成 4 年 2 月 21 日閣議決定、総額 17 兆 5,000 億円)に沿って整備を図った。平成 9 年度から平成 15 年度にかけては国の(第 9 次)治水事業 7 か年計画に沿って整備を図る計画である。 (略)</p> <p>第 2 節 海岸保全災害防除計画 1 本県海岸の特徴 本県の海岸延長は約 506 km で全国で 26 番目に位置し、東から相模灘沿岸、駿河湾沿岸、遠州灘沿岸の三つに区分されている。 伊豆半島は相模灘沿岸及び駿河湾沿岸の一部で、海岸線は入江が多く(中略)遠州灘沿岸は遠浅で海底勾配もゆるく砂浜が発達している。 (略)</p>	<p>本県の一、二級河川は 533 河川、流路延長 2,682.8 km、要整備延長は 1,884 km である。(平成 15 年 4 月 30 日現在)これに対し、県は平成 9 年度から平成 15 年度にかけての国の(第 9 次)治水事業 7 か年計画(平成 10 年 1 月 30 日閣議決定、総額 24 兆円)に沿って整備を図った。平成 16 年度は、平成 15 年度に策定された社会資本整備重点計画(平成 15 年 10 月 10 日閣議決定)に基づき整備を促進する。 (略)</p> <p>第 2 節 海岸保全災害防除計画 1 本県海岸の特徴 本県の海岸延長は約 506 km で全国で 26 番目に位置し、東から伊豆半島沿岸、駿河湾沿岸、遠州灘沿岸の三つに区分されている。 伊豆半島沿岸は相模灘及び駿河湾の東側に面しており、海岸線は入江が多く(中略)遠州灘沿岸は遠浅で海底勾配もゆるく砂浜が発達しているが、河川からの流出土砂の減少や突堤などの沿岸構造物で漂砂の流れが阻害されることにより、近年では砂浜の侵食が一部で顕在化している。 (略)</p>
1 4	<p>第 5 節 砂防、地すべり、急傾斜地災害防除計画 1 略 2 地すべり対策事業 (表中) 国土交通省所管 60 箇所 1,653.02 ha 合計 163 箇所 5,982.97 ha</p>	<p>第 5 節 砂防、地すべり、急傾斜地災害防除計画 1 略 2 地すべり対策事業 (表中) 国土交通省所管 64 箇所 1,682.84 ha 合計 167 箇所 6,012.79 ha</p>
1 5	<p>第 6 節 治山災害防除計画 1 略 2 山地災害危険地対策 山地災害危険地は、崩壊土砂流出危険地区 3,283 箇所(民有林</p>	<p>第 6 節 治山災害防除計画 1 略 2 山地災害危険地対策 山地災害危険地は、崩壊土砂流出危険地区 3,315 箇所(民有林</p>

	<p>3,244 箇所、国有林 39 箇所）山腹崩壊危険地区 2,590 箇所（民有林 2,583 箇所、国有林 7 箇所）地すべり危険地区 92 箇所（すべて民有林）合計 5,965 箇所（民有林 5,919 箇所、国有林 46 箇所）で内訳は資料編（4-3-3~4-3-5）のとおりである。</p> <p>1 6 第9節 通信施設等整備改良計画 1 ~ 4 略 5 気象観測施設の充足整備</p> <p>1 7 ・気象観測施設の現況（平成 14 年 4 月 1 日現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>関係機関名</td> <td>雨量観測施設</td> <td>風向・風速観測施設</td> </tr> <tr> <td>気象庁</td> <td>29 (29)</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>45 (45)</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>113(110)</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>187(184)</td> <td>74 () 内はテレメーター</td> </tr> </table> <p>・水位観測施設の現況（平成 14 年 4 月 1 日現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>関係機関名</td> <td>水位観測施設</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>31 (31)</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>137(116)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>168(147) () 内はテレメーター</td> </tr> </table> <p>1 8 第 11 節 火災予防計画 1 ~ 4 略 5 火災気象通報の取扱い</p> <p>「消防法」第 22 条第 1 項の規定により、静岡地方気象台長から知事に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 火災気象通報の基準</p> <p>全域 略</p> <p>西部 <u>浜松で実効湿度 60%以下、最小湿度 40%以下で、かつ最大風速が 7 m/s 以上と予想されるとき</u> <u>浜松で平均 9 m/s 以上の風が、1 時間以上続くと予想されるとき（降雨、降雪中は通報しないことがある。）</u></p> <p>中部 <u>静岡又は御前崎で実効湿度 60%以下、最小湿度 40%以下</u></p>	関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設	気象庁	29 (29)	17	国土交通省	45 (45)	13	静岡県	113(110)	44	計	187(184)	74 () 内はテレメーター	関係機関名	水位観測施設	国土交通省	31 (31)	静岡県	137(116)	計	168(147) () 内はテレメーター	<p>3,276 箇所、国有林 39 箇所）山腹崩壊危険地区 2,594 箇所（民有林 2,587 箇所、国有林 7 箇所）地すべり危険地区 93 箇所（すべて民有林）合計 6,002 箇所（民有林 5,956 箇所、国有林 46 箇所）で内訳は資料編（4-3-3~4-3-5）のとおりである。</p> <p>第9節 通信施設等整備改良計画 1 ~ 4 略 5 気象観測施設の充足整備</p> <p>・気象観測施設の現況（平成 16 年 4 月 1 日現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>関係機関名</td> <td>雨量観測施設</td> <td>風向・風速観測施設</td> </tr> <tr> <td>気象庁</td> <td>29 (29)</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>48 (40)</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>113(107)</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>190(176)</td> <td>74 () 内はテレメーター</td> </tr> </table> <p>・水位観測施設の現況（平成 16 年 4 月 1 日現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>関係機関名</td> <td>水位観測施設</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>31 (31)</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>137(102)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>168(133) () 内はテレメーター</td> </tr> </table> <p>第 11 節 火災予防計画 1 ~ 4 略 5 火災気象通報の取扱い</p> <p>「消防法」第 22 条第 1 項の規定により、静岡地方気象台長から知事に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 火災気象通報の基準</p> <p>全域 略</p> <p>西部・中部・東部・伊豆 <u>実効湿度 50%以下、最小湿度 30%以下が予想されるとき。</u> <u>実効湿度 60%以下、最小湿度 40%以下で、かつ最大風速が 7 m / s 以上と予想されるとき。</u></p>	関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設	気象庁	29 (29)	17	国土交通省	48 (40)	13	静岡県	113(107)	44	計	190(176)	74 () 内はテレメーター	関係機関名	水位観測施設	国土交通省	31 (31)	静岡県	137(102)	計	168(133) () 内はテレメーター
関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設																																														
気象庁	29 (29)	17																																														
国土交通省	45 (45)	13																																														
静岡県	113(110)	44																																														
計	187(184)	74 () 内はテレメーター																																														
関係機関名	水位観測施設																																															
国土交通省	31 (31)																																															
静岡県	137(116)																																															
計	168(147) () 内はテレメーター																																															
関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設																																														
気象庁	29 (29)	17																																														
国土交通省	48 (40)	13																																														
静岡県	113(107)	44																																														
計	190(176)	74 () 内はテレメーター																																														
関係機関名	水位観測施設																																															
国土交通省	31 (31)																																															
静岡県	137(102)																																															
計	168(133) () 内はテレメーター																																															

	<p>で、かつ最大風速が静岡で7 m/s 以上又は御前崎で 10m/s 以上と予想されるとき <u>静岡で平均9 m/s 以上か御前崎で平均 12m/s 以上の風が、1時間以上続くと予想されるとき（降雨、降雪中は通報しないことがある。）</u></p> <p>東部 <u>三島で実効湿度 60%以下、最小湿度 40%以下で、かつ最大風速が7 m/s 以上と予想されるとき</u> <u>三島で平均9 m/s 以上の風が、1時間以上続くと予想されるとき（降雨、降雪中は通報しないことがある。）</u></p> <p>伊豆 <u>網代又は石廊崎で実効湿度 60%以下、最小湿度 40%以下で、かつ最大風速が 10m/s 以上と予想されるとき</u> <u>網代と石廊崎のいずれかで平均 12m/s 以上の風が、1時間以上続くと予想されるとき（降雨、降雪中は通報しないことがある。）</u></p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>第13節 ガス保安計画</p> <p>2 0 1 主旨 都市ガス（「ガス事業法」に定める一般ガス事業に係るガス及び簡易ガス事業に係るガスをいう。以下同じ。）及び高圧ガス（「高圧ガス保安法」に定める高圧ガスをいう。以下同じ。）による災害発生及び拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。</p> <p>2～5 略</p> <p>第15節 防災知識の普及計画</p> <p>2 1 1～2 略</p> <p>3 普及すべき内容</p> <p>2 2 防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>災害弱者への配慮</u></p>	<p><u>最大風速 12m / s 以上が 1 時間以上続くと予想されるとき。ただし、降雨や降雪時は通報しないときがある。（通報に際しては、その地域を最も代表する条件を提示する。）</u></p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>第13節 ガス保安計画</p> <p>1 主旨 都市ガス（「ガス事業法」に定める一般ガス事業、簡易ガス事業及び大口ガス事業に係るガスをいう。以下同じ。）及び高圧ガス（「高圧ガス保安法」に定める高圧ガスをいう。以下同じ。）による災害発生及び拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。</p> <p>2～5 略</p> <p>第15節 防災知識の普及計画</p> <p>1～2 略</p> <p>3 普及すべき内容 防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>災害時要援護者への配慮</u></p>
--	---	--

<p>2 4</p>	<p>4 略</p> <p>第17節 防災訓練</p> <p>1 総合防災訓練の実施</p> <p>災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関及び自主防災組織等地域住民の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を実施するものとする。</p> <p>総合防災訓練では、<u>災害弱者に配慮した訓練を実施し、災害弱者の支援体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>4 略</p> <p>第17節 防災訓練</p> <p>1 総合防災訓練の実施</p> <p>災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関及び自主防災組織等地域住民の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を実施するものとする。</p> <p>総合防災訓練では、<u>災害時要援護者に配慮した訓練を実施し、災害時要援護者の支援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第20節 災害時要援護者支援計画</p> <p>1 主旨</p> <p><u>高齢者、障害のある人、乳幼児、傷病者及び外国人等の災害時要援護者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することを目的とする。</u></p> <p>2 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(1) 災害時要援護者支援体制</p> <p><u>市町村は、災害時要援護者に対する支援のため、事前に支援体制を整備し、情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるようにしておく。</u></p> <p><u>地域においては、市町村のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して災害時要援護者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。</u></p> <p><u>また、県は、保健師及び栄養士等の派遣並びに災害時要援護者のための物資を供給できるよう応援体制を確保する。</u></p> <p>ア 行政機関</p> <p><u>警察、消防、保健所、福祉事務所等</u></p> <p>イ 地域組織</p>
------------	---	--

<p>2 7</p>	<p>【第3章 災害応急対策計画】</p> <p>第1節 総則</p> <p>1～2 略</p> <p>3 県の行う措置</p> <p>法第50条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき県が行う応急措置はおおむね次のとおりである。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「水防法」第10条の4の規定に基づく水防警報の発表</p> <p>(3)～(17) 略</p>	<p>自治会、町内会等</p> <p>ウ 福祉関係者、福祉関係団体</p> <p>民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、障害者団体等</p> <p>(2) 災害時要援護者の把握</p> <p>市町村は、発災時の適切な対応に役立てるため、自主防災組織において要介護者台帳を整備し、災害時要援護者の状況の把握に努める。</p> <p>市町村は、民生委員、児童委員、身体障害者相談員及び福祉関係団体と協力して、災害時要援護者の把握に当たる。</p> <p>(3) 防災訓練</p> <p>市町村は、災害時要援護者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、災害時要援護者が参加する防災訓練を実施する。</p> <p>(4) 人材の確保</p> <p>市町村は、日頃から手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等、災害時要援護者の支援に必要な人材の確保に努める。</p> <p>(5) 協働による支援</p> <p>市町村は、災害時要援護者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。</p> <p>【第3章 災害応急対策計画】</p> <p>第1節 総則</p> <p>1～2 略</p> <p>3 県の行う措置</p> <p>法第50条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき県が行う応急措置はおおむね次のとおりである。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「水防法」第10条の2の規定に基づく洪水予報の発表</p> <p>(3) 「水防法」第10条の6の規定に基づく水防警報の発表</p> <p>(4)～(18) 略</p>
------------	--	--

	<p>4 ~ 6 略</p> <p>3 1 第4節 通信情報計画 1 略 2 実施事項 (1) 気象、地象、水象(以下、この節において「気象等」という。)に関する情報の収集及び伝達 ア 略 イ 市町村は、受信した情報について必要に応じ同報無線、有線放送、広報車等により住民に周知するものとし、可能な限り<u>災害弱者</u>に配慮した情報の伝達に努めるものとする。 ウ 略 (2) ~ (4) 略 3 ~ 4 略</p> <p>3 3 第5節 災害広報計画 1 主旨 この計画は、災害時における県と報道機関及び各市町村広報組織との協力体制を定め、一般県民に対し必要な情報を提供して人心の安定を図るとともに、必要に応じ国会及び中央諸官庁に対し災害情報資料を提供し、広報活動の万全を期することを目的とする。 なお、その際、高齢者、<u>障害者</u>、外国人等<u>災害弱者</u>に配慮した広報を行うものとする。 2 ~ 5 略</p> <p>3 6 第7節 避難救出計画 1 略 2 避難 (略) (1) 略 (2) 避難誘導</p>	<p>4 ~ 6 略</p> <p>第4節 通信情報計画 1 略 2 実施事項 (1) 気象、地象、水象(以下、この節において「気象等」という。)に関する情報の収集及び伝達 ア 略 イ 市町村は、受信した情報について必要に応じ同報無線、有線放送、広報車等により住民に周知するものとし、可能な限り<u>災害時要援護者</u>に配慮した情報の伝達に努めるものとする。 ウ 略 (2) ~ (4) 略 3 ~ 4 略</p> <p>第5節 災害広報計画 1 主旨 この計画は、災害時における県と報道機関及び各市町村広報組織との協力体制を定め、一般県民に対し必要な情報を提供して人心の安定を図るとともに、必要に応じ国会及び中央諸官庁に対し災害情報資料を提供し、広報活動の万全を期することを目的とする。 なお、その際、高齢者、<u>障害のある人</u>、外国人等<u>災害時要援護者</u>に配慮した広報を行うものとする。 2 ~ 5 略</p> <p>第7節 避難救出計画 1 略 2 避難 (略) (1) 略 (2) 避難誘導</p>
--	---	--

<p>避難に当たっては、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、老人、病人等の保護を優先するなど<u>災害弱者</u>に配慮した避難誘導を実施するものとする。</p> <p>(3) 避難所の安全管理</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 常に市町村の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を<u>収容者</u>に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。</p> <p>オ～カ 略</p> <p>キ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等に当たっては、適切迅速な措置をとり、<u>収容者</u>に不平不満が生じないように努めること。</p> <p>ク 避難所の運営に当たっては<u>災害弱者</u>等に配慮するものとする。</p> <p>(4) 避難所の場所</p> <p>市町村別の避難所は資料編(13-2-6)のとおりであるが、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に収容しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとること。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておくこと。</p> <p>3 7 なお、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、<u>県は高齢者等災害弱者</u>を収容するため、資料編(19-4)の宿泊施設を避難所として確保するよう努めるものとする。この避難所は市町村の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間<u>収容</u>し、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。</p> <p>3～8 略</p>	<p>避難に当たっては、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、老人、病人等の保護を優先するなど<u>災害時要援護者</u>に配慮した避難誘導を実施するものとする。</p> <p>(3) 避難所の安全管理</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 常に市町村の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を<u>避難者</u>に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。</p> <p>オ～カ 略</p> <p>キ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等に当たっては、適切迅速な措置をとり、<u>避難者</u>に不平不満が生じないように努めること。</p> <p>ク 避難所の運営に当たっては<u>災害時要援護者</u>等に配慮するものとする。</p> <p>(4) 避難所の場所</p> <p>市町村別の避難所は資料編(13-2-6)のとおりであるが、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとること。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。</p> <p>(5) <u>福祉避難所、2次的避難所</u></p> <p><u>市町村は、災害時要援護者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設等を福祉避難所として確保するよう努める。また、市町村は、福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した災害時要援護者の支援に当たる人材の確保に努める。</u></p> <p><u>県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、災害時要援護者を受け入れるため、資料編(19-4)の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。この避難所は、市町村の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間<u>受け入れ</u>、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。</u></p> <p>3～8 略</p>
--	--

3 8	<p>第8節 食料供給計画</p> <p>1 略</p> <p>2 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 食料給与の対象者</p> <p>ア 避難所に<u>収容</u>された者</p> <p>イ~エ 略</p> <p>(2)~(5) 略</p> <p>3~6 略</p>	<p>第8節 食料供給計画</p> <p>1 略</p> <p>2 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 食料給与の対象者</p> <p>ア 避難所に<u>避難</u>した者</p> <p>イ~エ 略</p> <p>(2)~(5) 略</p> <p>3~6 略</p>
4 1	<p>第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>1 略</p> <p>2 災害救助法の規定に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 応急仮設住宅設置</p> <p>ア <u>収容</u>対象者 略</p> <p>イ~ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3~5 略</p>	<p>第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>1 略</p> <p>2 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 応急仮設住宅設置</p> <p>ア <u>入居</u>対象者 略</p> <p>イ~ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3~5 略</p>
4 2	<p>第12節 医療助産計画</p> <p>1 略</p> <p>2 災害救助法の規定に基づく県の実施事項</p> <p>(1)~(2) 略</p> <p>(3) 医療助産の範囲</p> <p>(表中)</p> <p>4 病院又は診療所への<u>収容</u></p>	<p>第12節 医療助産計画</p> <p>1 略</p> <p>2 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <p>(1)~(2) 略</p> <p>(3) 医療助産の範囲</p> <p>(表中)</p> <p>4 病院又は診療所への<u>受入れ</u></p>
4 3	<p>(4)~(5) 略</p> <p>3 市町村長の要請に基づく県の実施事項</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 災害拠点病院に対する重症患者<u>収容</u>等の要請</p> <p>4~5 略</p>	<p>(4)~(5) 略</p> <p>3</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 災害拠点病院に対する重症患者<u>受入れ</u>等の要請</p> <p>4~5 略</p>

4 5	<p>第16節 障害物防除計画 1 略 2 <u>災害救助法の規定に基づく県の実施事項</u> 3～4 略</p>	<p>第16節 障害物防除計画 1 略 2 <u>災害救助法に基づく県の実施事項</u> 3～4 略</p>
4 6	<p>第17節 輸送計画 1 略 2 実施方法 (1) 陸上輸送 ア～イ 略 ウ 鉄道の利用 連絡体制 鉄道輸送に関する東海旅客鉄道株式会社静岡支社、東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社及び日本貨物鉄道株式会社静岡支店との連絡は、それぞれの会社と行う。 (表中) 東海旅客鉄道(株)静岡支社 連絡責任者 勤務時間内 <u>輸送課長</u> 勤務時間外 <u>輸送指令</u> 電話 勤務時間内 054 - 284 - <u>2227</u> 勤務時間外 054 - 284 - <u>8674</u> エ 略 (2)～(3) 略 3～4 略</p>	<p>第17節 輸送計画 1 略 2 実施方法 (1) 陸上輸送 ア～イ 略 ウ 鉄道の利用 連絡体制 鉄道輸送に関する東海旅客鉄道株式会社静岡支社、東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社及び日本貨物鉄道株式会社静岡支店との連絡は、それぞれの会社と行う。 (表中) 東海旅客鉄道(株)静岡支社 連絡責任者 勤務時間内 <u>輸送指令長</u> 勤務時間外 <u>輸送指令長</u> 電話 勤務時間内 054 - 284 - <u>2226</u> 勤務時間外 054 - 284 - <u>2226</u> エ 略 (2)～(3) 略 3～4 略</p>
4 9	<p>第19節 応急教育計画 1～2 略 3 市町村長の要請等に基づく県の実施事項 (1) 市町村立学校及び私立学校 ア 略</p>	<p>第19節 応急教育計画 1～2 略 3 市町村長の要請等に基づく県の実施事項 (1) 市町村立学校及び私立学校 ア 略</p>

5 0	<p>イ <u>集団移動による応急教育のあっせん及び応急教育の実施指導</u> 県は、通学不可能な他地域で集団移動によって応急教育を実施する必要が生じた場合、市町村長の要請に基づき、<u>児童生徒の収容施設</u>をあっせんし、確保するとともに、衣食の給与その他応急教育方法の指導を行う。 ウ～エ 略 (2) 県立学校 ア 略 イ 他地域所在県立学校による応急教育の実施 市町村の全域が被災し、当該地域において応急教育施設を確保することが困難又は不可能な場合は、<u>他市町村所在の県立学校に収容し</u>、応急教育を実施する。</p>	<p>イ <u>集団移動による応急教育のあっせん及び応急教育の実施指導</u> 県は、通学不可能な他地域で集団移動によって応急教育を実施する必要が生じた場合、市町村長の要請に基づき、<u>児童生徒の受入施設</u>をあっせんし、確保するとともに、衣食の給与その他応急教育方法の指導を行う。 ウ～エ 略 (2) 県立学校 ア 略 イ 他地域所在県立学校による応急教育の実施 市町村の全域が被災し、当該地域において応急教育施設を確保することが困難又は不可能な場合は、<u>他市町村所在の県立学校で受け入れ</u>、応急教育を実施する。</p>
5 0	<p>第20節 社会福祉計画 1 略 2 実施事項 (1) <u>り災社会福祉施設の応急復旧及び収容者の応急措置</u> ア 略 イ <u>り災社会福祉施設収容者の他施設等への一時収容保護のあっせん</u> ウ 略 (2)～(10) 略</p>	<p>第20節 社会福祉計画 1 略 2 実施事項 (1) <u>り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者への応急措置</u> ア 略 イ <u>り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん</u> ウ 略 (2)～(10) 略</p>
5 3	<p>第23節 水防計画 1～4 略</p>	<p>第23節 水防計画 1～4 略</p>
5 4	<p>5 水防に関する予警報 (1) 略 (2) 指定河川に対する洪水予報 指定河川である天竜川下流、菊川、大井川、安倍川、富士川、狩野川及び太田川水系太田川・原野谷川に洪水予報が発表されて、関係機関より予報の通知を受けたとき、知事は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。</p>	<p>5 水防に関する予警報 (1) 略 (2) 指定河川に対する洪水予報 指定河川である天竜川下流、菊川、大井川、安倍川、富士川、狩野川及び太田川水系太田川・原野谷川に洪水予報が発表されて、関係機関より予報の通知を受けたとき、知事は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。<u>また、知事は県</u></p>

	<p>(3) 略</p> <p>6 略</p> <p>5 7 第25節 自衛隊派遣要請計画</p> <p>1 略</p> <p>2 災害派遣要請の範囲</p> <p><u>自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は原則として人命及び財産の救護のため必要であり、かつ他に実施する組織等がない場合とし、おおむね次の場合とする。</u></p> <p><u>(1) 災害の発生による人命及び財産の救護</u></p> <p><u>(2) 給水支援(ただし緊急を要し、かつ他に適切な手段がない場合)</u></p> <p><u>(3) 事故車両の引上げ(ただし直接人命に影響のある場合)</u></p> <p><u>(4) 病人、薬、救援物資等の緊急輸送(ただし緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合)</u></p>	<p><u>管理河川の指定河川である太田川水系太田川・原野谷川について洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁と共同して、水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。</u></p> <p>(3) 指定河川に対する水防警報</p> <p><u>指定河川である天竜川下流、菊川、大井川、安倍川、富士川及び狩野川に水防警報が発表され、関係機関よりその通知を受けたとき、知事はその通知に係る事項を関係水防管理者その他水防関係機関に通知するものとする。また、知事は県管理河川の指定河川である都田川、太田川、瀬戸川、潤井川について、水防警報を発表しなければならない。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>6 洪水予報</p> <p><u>(1) 洪水予報の発令基準は、基準地点の水位が設定された水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき、または、その水位を越える洪水となることが予想されるとき、気象庁と共同で洪水注意報、洪水警報を発表し、解除基準に水位が下がるまでの間、水位の状況について洪水情報を適宜発表する。</u></p> <p><u>(2) 洪水予報河川及び区域は、資料編(6-4)のとおりである。</u></p> <p>7 略</p> <p>第25節 自衛隊派遣要請計画</p> <p>1 略</p> <p>2 災害派遣要請の範囲</p> <p><u>自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、(1)の3要件を満たすもので、具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、(2)のとおりとする。</u></p> <p>(1) 災害派遣要請の要件</p> <p>ア 緊急性 差し迫った必要性があること</p> <p>イ 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること</p>
--	--	---

<p>(5) 遭難事故の救出(ただし緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合)</p> <p>(6) 大規模な感染症等の発生に伴う消毒看護</p> <p>(7) 交通路上の障害物排除(ただし放置すれば人命財産に影響すると考えられる場合)</p> <p>(8) 大規模な干ばつ等の際の井戸掘り、灌漑路の啓開で特に緊急を要するもの</p> <p>(9) 消防水防等の防災支援</p> <p>(10) 道路、水路の啓開</p> <p>(11) 通信支援</p> <p>(12) その他知事が必要と認めるものについては関係部隊の長と協議し決定する。</p> <p>3 ~ 9 略</p>	<p>ウ 非代替性 自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと</p> <p>(2) 災害派遣要請の内容</p> <p>ア 被害状況の把握 車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動</p> <p>イ 避難の援助 避難の勧告又は指示による避難者の誘導及び輸送等の援助</p> <p>ウ 遭難者等の捜索救助</p> <p>エ 水防活動 土のう作成、運搬、積込み等の水防活動</p> <p>オ 消防活動 利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力し消火活動(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)</p> <p>カ 道路又は水路の啓開 道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去</p> <p>キ 応急医療、救護及び防疫 被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動(薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用)</p> <p>ク 人員及び物資の緊急輸送 救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送</p> <p>ケ 炊飯及び給水支援 被災者に対する炊飯及び給水</p> <p>コ 物資の無償貸与又は譲与 「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸与又は救じゅつ品を譲与</p> <p>サ 危険物の保安及び除去 自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去</p> <p>シ その他 その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。</p> <p>3 ~ 9 略</p>
---	---

6 0	<p>第28節 電力施設災害応急対策計画</p> <p>1 略</p> <p>2 電力会社の地域分担</p> <p>東京電力(株) 略</p> <p>中部電力(株) 静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、浜北市、袋井市、天竜市、湖西市、庵原郡、志太郡、榛原郡、小笠郡、周智郡、磐田郡、浜名郡、引佐郡、富士郡芝川町の一部</p> <p>3 ~ 4 略</p>	<p>第28節 電力施設災害応急対策計画</p> <p>1 略</p> <p>2 電力会社の地域分担</p> <p>東京電力(株) 略</p> <p>中部電力(株) 静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、浜北市、袋井市、天竜市、湖西市、<u>御前崎市</u>、庵原郡、志太郡、榛原郡、小笠郡、周智郡、磐田郡、浜名郡、引佐郡、富士郡芝川町の一部</p> <p>3 ~ 4 略</p>
6 0	<p>第29節 ガス災害応急対策計画</p> <p>1 ~ 2 略</p> <p>3 応急対策</p> <p>(1) 略</p>	<p>第29節 ガス災害応急対策計画</p> <p>1 ~ 2 略</p> <p>3 応急対策</p> <p>(1) 略</p>
6 1	<p>(2) 危険防止対策</p> <p>ア 災害発生現場においては、ガス漏れに起因する二次災害(中毒、火災、爆発)を防止するため、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに、<u>防毒マスク等</u>の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。</p> <p>4 ~ 5 略</p>	<p>(2) 危険防止対策</p> <p>ア 災害発生現場においては、ガス漏れに起因する二次災害(中毒、火災、爆発)を防止するため、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに、<u>空気呼吸器等</u>の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。</p> <p>4 ~ 5 略</p>

ページ	現 行	修 正 案
1 1 5	<p>【第1編 総論】 第1章 計画の主旨</p> <p>この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第40条の規定に基づき作成する「静岡県地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」を含むものである。</p> <p>1 1 - 1 計画の目的 この計画は、平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）警戒宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。</p> <p>1 1 - 2 略 1 1 - 3 計画の構成 この計画は計画編と資料編から構成する 計画編の構成は次の6編による。 1～3 略 4 第4編 地震防災応急対策 警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間に行うべき対策を示す。 5～6 略</p>	<p>【第1編 総論】 第1章 計画の主旨</p> <p>この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第40条の規定に基づき作成する「静岡県地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第6条の規定に基づく「東南海・南海地震防災対策推進計画」を含むものである。</p> <p>1 1 - 1 計画の目的 この計画は、平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）<u>東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表された場合に実施する応急対策、警戒宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。</u></p> <p>1 1 - 2 略 1 1 - 3 計画の構成 この計画は計画編と資料編から構成する。 計画編の構成は次の6編による。 1～3 略 4 第4編 地震防災応急対策 <u>注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。</u> 5～6 略</p>
1 1 6	<p>第2章 予想される災害</p>	<p>第2章 予想される災害</p>

<p>(略)</p> <p>現在、本県に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている地震としては、駿河湾から遠州灘を震源域とするマグニチュード8クラスの東海地震、神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。</p> <p>津波については、上記地震によるものの他、<u>四国沖などの南海トラフ沿いの地震に伴うものや、南北アメリカ大陸沿岸などの環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。</u></p> <p>12 - 1 ~ 12 - 3 略</p>	<p>(略)</p> <p>現在、本県に著しい被害を発生させるおそれがある地震としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震(マグニチュード8クラス)のほか、遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界を震源域とする東南海・南海地震(マグニチュード8クラス)、神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。</p> <p>津波については、上記地震によるものの他、南北アメリカ大陸沿岸などの環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。</p> <p>12 - 1 ~ 12 - 3 略</p> <p>12 - 4 東南海・南海地震の危険度の推定</p> <p><u>国の中央防災会議の「東南海、南海地震等に関する専門調査会」による東南海・南海地震に伴う本県の地震動や津波の高さは、本県の第3次地震被害想定における東海地震の想定を下回っている。したがって、東南海・南海地震による危険度は、東海地震のそれを下回るものと推定している。</u></p> <p>(参考)</p> <p><u>中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」で行った東南海・南海地震の被害想定から、本県における建物被害(全壊棟数)及び死者数に係る部分を抜粋して示す。</u></p>
--	---

<p>1 2 1</p> <p>第 3 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱計画の内容</p> <p>県、市町村、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画を作成すべき者は、それぞれ東海地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p> <p>1 3 - 1 県</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 地震防災応急計画の作成指導、届出の受理</p> <p>(8) 警戒宣言、地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達並びに広報</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4">全壊棟数</th> </tr> <tr> <th>被害要因</th> <th>早朝 5 時</th> <th>昼 1 2 時</th> <th>夕方 1 8 時</th> </tr> <tr> <td>揺れ</td> <td>約34,500</td> <td>約34,500</td> <td>約34,500</td> </tr> <tr> <td>液状化</td> <td>約5,200</td> <td>約5,200</td> <td>約5,200</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>約60</td> <td>約60</td> <td>約60</td> </tr> <tr> <td>斜面災害</td> <td>約1,200</td> <td>約1,200</td> <td>約1,200</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>約3,100～約10,100</td> <td>約3,100～約10,100</td> <td>約22,600～約62,400</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約43,900～約51,000</td> <td>約43,900～約51,000</td> <td>約63,500～約103,300</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4">死者数</th> </tr> <tr> <th>被害要因</th> <th>早朝 5 時</th> <th>昼 1 2 時</th> <th>夕方 1 8 時</th> </tr> <tr> <td>建物被害</td> <td>約1,300</td> <td>約700</td> <td>約700</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>斜面崩壊</td> <td>約100</td> <td>約70</td> <td>約70</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>約40～約100</td> <td>約20～約60</td> <td>約100～約300</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約1,400～約1,500</td> <td>約800</td> <td>約800～約1,000</td> </tr> </table> <p>表中「-」は、わずかであることを示す。 火災の被害については、風速の違いを考慮し、幅をもって示している。</p>	全壊棟数				被害要因	早朝 5 時	昼 1 2 時	夕方 1 8 時	揺れ	約34,500	約34,500	約34,500	液状化	約5,200	約5,200	約5,200	津波	約60	約60	約60	斜面災害	約1,200	約1,200	約1,200	火災	約3,100～約10,100	約3,100～約10,100	約22,600～約62,400	合計	約43,900～約51,000	約43,900～約51,000	約63,500～約103,300	死者数				被害要因	早朝 5 時	昼 1 2 時	夕方 1 8 時	建物被害	約1,300	約700	約700	津波	-	-	-	斜面崩壊	約100	約70	約70	火災	約40～約100	約20～約60	約100～約300	合計	約1,400～約1,500	約800	約800～約1,000
	全壊棟数																																																												
被害要因	早朝 5 時	昼 1 2 時	夕方 1 8 時																																																										
揺れ	約34,500	約34,500	約34,500																																																										
液状化	約5,200	約5,200	約5,200																																																										
津波	約60	約60	約60																																																										
斜面災害	約1,200	約1,200	約1,200																																																										
火災	約3,100～約10,100	約3,100～約10,100	約22,600～約62,400																																																										
合計	約43,900～約51,000	約43,900～約51,000	約63,500～約103,300																																																										
死者数																																																													
被害要因	早朝 5 時	昼 1 2 時	夕方 1 8 時																																																										
建物被害	約1,300	約700	約700																																																										
津波	-	-	-																																																										
斜面崩壊	約100	約70	約70																																																										
火災	約40～約100	約20～約60	約100～約300																																																										
合計	約1,400～約1,500	約800	約800～約1,000																																																										
	<p>第 3 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱計画の内容</p> <p>県、市町村、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに地震防災応急計画又は東南海・南海地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ東海地震等（東海地震、東南海・南海地震、神奈川県西部の地震その他静岡県において注意すべきものと前章に記載されている地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害をいう。以下同じ。）の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p> <p>1 3 - 1 県</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理</p> <p>(8) 東海地震に関連する情報（「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震観測情報」）、警戒宣言、地震情報、津波予警報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報</p>																																																												

<p>1 2 2</p>	<p>(9)~(11) 略 (12) 警戒宣言発令時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検 (13)~(17) 略</p> <p>1 3 - 2 市町村 (1)~(6) 略 (7) 地震防災応急計画の作成指導、届出の受理</p> <p>(8) 警戒宣言、地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達並びに広報 (9)~(11) 略 (12) 警戒宣言発令時及び災害時における市町村有施設及び設備の整備又は点検 (13)~(15) 略</p> <p>1 3 - 3 防災関係機関 1 指定地方行政機関 (1)~(7) 略 (8) 関東森林管理局東京分局 略 (9)~(16) 略 (17) 東京管区气象台(静岡地方气象台) ア 県知事に対して速やかに判定会招集連絡報の連絡及び大規模地震関連情報の通報を行うこと。 イ 津波警報、津波注意報の通知、東海地域の地震・地殻に関する情報の通知、津波情報、地震情報(地震予知情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説 ウ~オ 略</p>	<p>(9)~(11) 略 (12) 注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検 (13)~(17) 略</p> <p>1 3 - 2 市町村 (1)~(6) 略 (7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理(対策計画については、東南海・南海地震防災対策推進基本計画に基づく対策計画を作成すべき範囲の存する市町に限る。)</p> <p>(8) 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、津波予警報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報 (9)~(11) 略 (12) 注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における市町村有施設及び設備の整備又は点検 (13)~(15) 略</p> <p>1 3 - 3 防災関係機関 1 指定地方行政機関 (1)~(7) 略 (8) 関東森林管理局 略 (9)~(16) 略 (17) 東京管区气象台(静岡地方气象台) ア 県知事に対して速やかに東海地震に関連する情報及び津波予警報の通報を行うこと。 イ 津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(東海地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説 ウ~オ 略</p>
<p>1 2 4</p>	<p>2 指定公共機関 (1)~(7) 略 (8) 水資源開発公団 略 (9)~(12) 略</p>	<p>2 指定公共機関 (1)~(7) 略 (8) 独立行政法人水資源機構 略 (9)~(12) 略</p>

1 2 5	<p>3 指定地方公共機関</p> <p>(1) 社団法人静岡県医師会、社団法人静岡県看護協会、社団法人静岡県病院協会、社団法人静岡県薬剤師会 医療救護施設における医療救護活動の実施</p> <p>(2) 社団法人 静岡県歯科医師会 ア 検視時の協力 イ 医療救護施設における医療救護活動の実施</p> <p>(3)~(10) 略</p>	<p>3 指定地方公共機関</p> <p>(1) 社団法人静岡県医師会、社団法人静岡県歯科医師会、社団法人静岡県看護協会、社団法人静岡県病院協会、社団法人静岡県薬剤師会 ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検視(社団法人静岡県薬剤師会を除く。)</p> <p>(2)~(9) 略</p>
1 2 6	4 地震防災応急計画の作成義務者 略	4 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者 ア~ク 略 ケ 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導 コ 上記の他、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。 ア) 従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知 イ) 津波警報等の収集及び伝達 ウ) 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置
1 2 7	<p>【第2編 平常時対策】</p> <p>地震発生時及び警戒宣言発令時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。</p> <p>第1章 防災思想の普及 計画の内容 2 1 - 1 県 1 県職員に対する教育 (1)~(7) 略 (8) 東海地域の地震・地殻活動に関する情報及び判定会招集連絡</p>	<p>【第2編 平常時対策】</p> <p>地震発生時、注意情報発表時及び警戒宣言発令時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。</p> <p>第1章 防災思想の普及 計画の内容 2 1 - 1 県 1 県職員に対する教育 (1)~(7) 略 (8) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基</p>

128	<p><u>報が伝達された場合に、具体的にとるべき対応</u> (9) <u>警戒宣言の性格とこれに基づきとられる措置及び情報伝達</u> (10)~(11) 略</p> <p>2 <u>児童生徒に対する教育</u> 県教育委員会は、公立学校に対し、児童生徒に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。また、県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導するものとする。</p> <p>(1) <u>児童生徒に対する指導</u> 自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。 ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。 イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。</p> <p>(2) <u>防災教育推進モデル校を設置し、県立学校の防災体制の充実を図る。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3 <u>県民に対する防災思想の普及</u> 県は、地震発生時及び警戒宣言発令時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。(略)</p> <p>(1) 一般的な啓発 ア 啓発内容 (ア)~(イ) 略 (オ) <u>東海地域の地震・地殻活動に関する情報及び判定会招集連絡報の性格とこれらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識</u> (カ) <u>警戒宣言及び地震予知情報の性格、警戒宣言発令時の住民の行動指針等の基礎的知識</u></p>	<p><u>づきとられる措置</u> (9)~(10) 略</p> <p>2 <u>生徒等に対する教育</u> 県教育委員会は、<u>公立の学校及び幼稚園(以下「学校等」という。)</u>に対し、<u>幼児児童生徒(以下「生徒等」という。)</u>に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。また、県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導するものとする。</p> <p>(1) <u>生徒等に対する指導</u> 自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。 ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。 イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。</p> <p>(2) <u>参加型防災訓練推進モデル校を指定し、学校防災の充実強化を図る。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3 <u>県民に対する防災思想の普及</u> 県は、地震発生時、<u>注意情報発表時</u>及び警戒宣言発令時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。(略)</p> <p>(1) 一般的な啓発 ア 啓発内容 (ア)~(イ) 略 (オ) <u>東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識</u></p>
-----	---	--

1 2 9	<p>(キ)~(ス) 略 (セ) <u>災害弱者への配慮</u> イ 略 (2)~(5) 略 (6) 防災上重要な施設管理者に対する教育 危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画の作成・提出の指導を通じ、警戒宣言発令時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。</p> <p>(7) 略 4 略</p> <p>2 1 - 2 ~ 2 1 - 3 略</p>	<p>(カ)~(シ) 略 (ス) <u>災害時要援護者への配慮</u> イ 略 (2)~(5) 略 (6) 防災上重要な施設管理者に対する教育 危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、<u>注意情報発表時</u>、警戒宣言発令時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。</p> <p>(7) 略 4 略</p> <p>2 1 - 2 ~ 2 1 - 3 略</p>
1 2 9	<p>第2章 自主防災活動 計画の内容 2 2 - 1 県民の果たすべき役割 1 平常時から実施する事項</p>	<p>第2章 自主防災活動 計画の内容 2 2 - 1 県民の果たすべき役割 1 平常時から実施する事項</p>
1 3 0	<p>(1)~(3) 略 (4) 警戒宣言発令時及び災害時の避難地、避難路及び最寄りの医療救護施設の確認 (5)~(8) 略</p> <p>2 警戒宣言発令時に実施が必要となる事項 略 3 地震災害発生後に実施が必要となる事項 略</p> <p>2 2 - 2 地域における自主防災組織の果たすべき役割 1 平常時の活動 (1) 防災知識の学習 (略) 主な啓発事項は、東海地震等の知識、<u>地震予知情報・警戒</u></p>	<p>(1)~(3) 略 (4) 警戒宣言発令時及び災害時の避難地、<u>避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認</u> (5)~(8) 略 2 <u>注意情報発表時に実施が必要となる事項</u> (1) 正確な情報の把握 (2) 適切な避難（注意情報発表時に避難の実施を必要とする災害時要援護者に限る。） 3 警戒宣言発令時に実施が必要となる事項 略 4 地震災害発生後に実施が必要となる事項 略</p> <p>2 2 - 2 地域における自主防災組織の果たすべき役割 1 平常時の活動 (1) 防災知識の学習 (略) 主な啓発事項は、東海地震等の知識、<u>東海地震に関連する</u></p>

<p>1 3 1</p>	<p>宣言・地震情報の性格や内容、平常時における防災対策、警戒宣言時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(8) 防災訓練の実施</p> <p>総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる警戒宣言発令時及び災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町村等と有機的な連携をとるものとする。</p> <p>また、<u>災害弱者</u>に配慮した訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 略</p> <p>2 2 - 3 略</p> <p>2 2 - 4 県、市町村の指導及び助成</p> <p>1～5 略</p>	<p>情報及び警戒宣言の意義や内容、平常時における防災対策、注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(8) 防災訓練の実施</p> <p>総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる<u>注意情報発表時</u>、警戒宣言発令時及び災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町村等と有機的な連携をとるものとする。</p> <p>また、<u>災害時要援護者</u>に配慮した訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 略</p> <p>2 2 - 3 略</p> <p>2 2 - 4 県、市町村の指導及び助成</p> <p>1～5 略</p>
<p>1 3 2</p>	<p>6 コミュニティ防災センターの利用</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 警戒宣言発令時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を<u>収容する施設</u>とする。</p> <p>(3) 略</p> <p>7～8 略</p> <p>2 2 - 5 略</p> <p>第3章 地震防災訓練の実施</p> <p>計画作成の主旨</p> <p>警戒宣言発令時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。県民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として県や市町村の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。</p> <p>計画の内容</p>	<p>6 コミュニティ防災センターの利用</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 警戒宣言発令時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を<u>受け入れる施設</u>とする。</p> <p>(3) 略</p> <p>7～8 略</p> <p>2 2 - 5 略</p> <p>第3章 地震防災訓練の実施</p> <p>計画作成の主旨</p> <p><u>東海地震に関連する情報の発表時</u>、警戒宣言発令時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。県民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として県や市町村の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。</p> <p>計画の内容</p>

<p>1 3 3</p>	<p>2 3 - 1 県 1 防災訓練の内容 県は、国、<u>強化地域の関係県</u>、市町村及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。 訓練に当たっては、警戒宣言が発令される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等のより実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高めるものとする。(略) (1) 総合防災訓練 判定会招集連絡報の連絡から警戒宣言発令、応急復旧に至る防災対策について、次の事項に重点をおいて行う。 ア 略 イ <u>判定会招集連絡報、警戒宣言、地震予知情報、地震情報</u>、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ 警戒宣言発令時及び災害発生時の広報 エ～セ 略 (2) 個別防災訓練 総合防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主要な事項は次のとおりとする。 ア 情報の収集伝達訓練 警戒宣言発令時には、特に情報の正確・迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることにかんがみ、市町村、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。(略) 2～4 略</p>	<p>2 3 - 1 県 1 防災訓練の内容 県は、国、<u>関係都道府県</u>、市町村及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。 訓練に当たっては、<u>東海地震に関連する情報が発表され</u>、警戒宣言が発令される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等のより実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高めるものとする。(略) (1) 総合防災訓練 <u>東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策</u>について、次の事項に重点をおいて行う。 ア 略 イ <u>東海地震に関連する情報</u>、警戒宣言、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ <u>注意情報発表時</u>、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報 エ～セ 略 (2) 個別防災訓練 総合防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主要な事項は次のとおりとする。 ア 情報の収集伝達訓練 <u>東海地震に関連する情報の発表時及び警戒宣言発令時には</u>、特に情報の正確・迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることにかんがみ、市町村、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。(略) 2～4 略</p>
<p>1 3 4</p>	<p>2 3 - 2 市町村 市町村は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町村及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。 訓練に当たっては、<u>災害弱者に対する救出・救助</u>、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。</p>	<p>2 3 - 2 市町村 市町村は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町村及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。 訓練に当たっては、<u>災害時要援護者の救出・救助</u>、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。</p>

135	<p>(1) 総合防災訓練 ア 略 イ <u>判定会招集連絡報、警戒宣言、地震予知情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達</u> ウ 警戒宣言発令時及び災害発生時の広報 エ～コ 略</p> <p>(2) 地域防災訓練 ア 略 イ この訓練は、突然発生地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、<u>災害弱者等に配慮した訓練</u>を実施する。</p> <p>(3) 略</p> <p>23-3 防災関係機関 防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画に基づいて訓練を行う。 その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。</p> <p>(1)～(11) 略 (12) 地震防災応急計画の作成義務者 ア 情報の収集及び伝達 イ 避難誘導 ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検 エ その他施設、事業の特性に応じた事項</p> <p>第4章 地震災害予防対策の推進 計画の内容 24-1 略 24-2 建築物等の耐震対策 1 略 2 県及び市町村は次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 (1)～(2) 略 (3) 建築主及び建築設計者等への下記についての啓発 ア 新築建築物 略</p>	<p>(1) 総合防災訓練 ア 略 イ <u>東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達</u> ウ <u>注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報</u> エ～コ 略</p> <p>(2) 地域防災訓練 ア 略 イ この訓練は、突然発生地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、<u>災害時要援護者等に配慮した訓練</u>を実施する。</p> <p>(3) 略</p> <p>23-3 防災関係機関 防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに<u>東南海・南海地震防災対策推進計画又は対策計画</u>に基づいて訓練を行う。 その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。</p> <p>(1)～(11) 略 (12) 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者 ア 情報の収集及び伝達 イ 避難誘導 ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検 エ その他施設、事業の特性に応じた事項</p> <p>第4章 地震災害予防対策の推進 計画の内容 24-1 略 24-2 建築物等の耐震対策 1 略 2 県及び市町村は次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 (1)～(2) 略 (3) 建築主及び建築設計者等への下記についての啓発 ア 新築建築物 略</p>
-----	---	---

	<p>イ 既存建築物 「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」、「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」及び「<u>静岡県建築構造設計指針</u>」等による耐震診断及び耐震補強</p> <p>ウ 建築設備 「<u>建築設備耐震設計・施工指針</u>」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強</p> <p>(4) <u>プロジェクト「TOUKAI-0」による木造住宅の耐震診断及び耐震補強の促進</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6 住宅の耐震化促進支援</p> <p>137 (1) <u>昭和56年5月以前に建築した木造住宅の耐震性の向上を図るため、木造住宅耐震補強助成制度の活用を促進する。</u></p> <p>(2) <u>住宅の新築増改築等（補強を含む。）により、その耐震化を促進するため、住宅金融公庫融資の利用について適切な啓発指導を行うとともに、さらに耐震性の向上を図るため静岡県個人住宅建設資金の活用を促進する。</u></p> <p>24-3～24-6 略</p> <p>24-7 危険予想地域における災害の予防</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>2 平常時に実施する災害予防措置</p> <p>(1) 市町村長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、<u>災害弱者等を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害弱者等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 要避難地区のうち、津波危険予想地域については次の予防措</p>	<p>イ 既存建築物 「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強</p> <p>ウ 建築設備 「<u>建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針</u>」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強</p> <p>(4) <u>耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の促進</u> <u>プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。</u></p> <p>(5) <u>住宅の新増改築等による耐震化の促進</u> <u>住宅金融公庫融資の利用について適切な啓発指導を行うとともに、静岡県個人住宅建設資金の活用を促進する。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>(削除 2に記載)</p> <p>24-3～24-6 略</p> <p>24-7 危険予想地域における災害の予防</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>2 平常時に実施する災害予防措置</p> <p>(1) 市町村長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、<u>災害時要援護者等を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害時要援護者等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 要避難地区のうち、津波危険予想地域については次の予防措</p>
--	--	---

	<p>置を講ずる。 ア～カ 略</p> <p>24 - 8 略</p> <p>139 24 - 9 生活の確保 1～2 略</p> <p>140 3 医療救護 (1) 県が実施すべき事項 ア 略 イ 知事は、災害時において、救護病院を設置することが困難な市町村等の重症患者に対する処置及び<u>収容</u>の措置の必要に備え、特定の病院を災害拠点病院として定め、その施設を点検し、人員配置を調整する。 ウ～エ 略 オ 医療救護施設の<u>収容</u>可能患者数等を把握する。 カ 略</p> <p>141 4～5 略 6 避難所の設備及び資機材の配備又は準備 市町村は、避難所（被災者の<u>収容施設</u>）に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。（略） 24 - 10～24 - 13 略</p> <p>142 24 - 14 文化財等の耐震対策 （略） ア～イ ウ 警戒宣言発令時及び地震発生時における連絡体制の事前整備</p>	<p>置を講ずる。 ア～カ 略</p> <p><u>キ 水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するよう努める。</u></p> <p>24 - 8 略</p> <p><u>24 - 9 災害時要援護者の支援</u> <u>災害時要援護者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、一般対策編第2章第20節「災害時要援護者支援計画」に準ずる。</u></p> <p>24 - 10 生活の確保 1～2 略</p> <p>3 医療救護 (1) 県が実施すべき事項 ア 略 イ 知事は、災害時において、救護病院を設置することが困難な市町村等の重症患者に対する処置及び<u>受入れ</u>の措置の必要に備え、特定の病院を災害拠点病院として定め、その施設を点検し、人員配置を調整する。 ウ～エ 略 オ 医療救護施設の<u>受入</u>可能患者数等を把握する。 カ 略</p> <p>4～5 略 6 避難所の設備及び資機材の配備又は準備 市町村は、避難所（被災者の<u>避難施設</u>）に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。（略） 24 - 11～24 - 14 略</p> <p>24 - 15 文化財等の耐震対策 （略） ア～イ ウ <u>注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における連絡体制の事前整備</u></p>
--	---	--

	エ～カ	エ～カ
	【第3編 地震防災施設緊急整備計画】	【第3編 地震防災施設緊急整備計画】
	第1章 地震防災施設整備方針	第1章 地震防災施設整備方針
	31-1～31-3 略	31-1～31-3 略
	31-4 防災上重要な建物の整備	31-4 防災上重要な建物の整備
144	1 略	1 略
	2 社会福祉施設の整備	2 社会福祉施設の整備
	社会福祉施設の <u>収容者</u> 等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。	社会福祉施設の <u>入所者</u> 等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。
	3～6 略	3～6 略
	31-5～31-6 略	31-5～31-6 略
	第2章 地震対策緊急整備事業計画	第2章 地震対策緊急整備事業計画
145	32-1～32-4 略	32-1～32-4 略
	32-5 防災上重要な建物の整備	32-5 防災上重要な建物の整備
149	1 略	1 略
	2 社会福祉施設の整備	2 社会福祉施設の整備
	(1) 事業の目的	(1) 事業の目的
	社会福祉施設の <u>収容者</u> 等を地震災害から守る。なお、市町村及び民間事業については整備の促進を図る。	社会福祉施設の <u>入所者</u> 等を地震災害から守る。なお、市町村及び民間事業については整備の促進を図る。
	3 略	3 略
	32-6 略	32-6 略
	第3章 地震防災緊急事業五箇年計画	第3章 地震防災緊急事業五箇年計画
153	33-1～33-3 略	33-1～33-3 略
	33-4 防災上重要な建物の整備	33-4 防災上重要な建物の整備
157	1 社会福祉施設の整備	1 社会福祉施設の整備
	(1) 事業の目的	(1) 事業の目的

	<p>自力避難が困難な社会福祉施設の<u>収容者</u>等を地震災害から守るため、特別養護老人ホーム、知的障害者更生施設、母子生活支援施設、保育所の耐震化を図る。</p> <p>33 - 5 ~ 33 - 6 略</p>	<p>自力避難が困難な社会福祉施設の<u>入所者</u>等を地震災害から守るため、特別養護老人ホーム、知的障害者更生施設、母子生活支援施設、保育所の耐震化を図る。</p> <p>33 - 5 ~ 33 - 6 略</p>
--	--	--

ページ	現 行	修 正 案
1 6 1	<p>【第4編 地震防災応急対策】</p> <p>東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）の発表により政府が準備行動の開始を決定した時（以下「注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は注意情報が解除されるまでの間、（略）</p>	<p>【第4編 地震防災応急対策】</p> <p>注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時（以下「注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は注意情報が解除されるまでの間、（略）</p>
	<p>第1章 防災関係機関の活動</p> <p>計画の内容</p>	<p>第1章 防災関係機関の活動</p> <p>計画の内容</p>
1 6 4	<p>4 1 - 1 ~ 4 1 - 2 略</p> <p>4 1 - 3 防災関係機関</p> <p>【警戒宣言発令時】</p>	<p>4 1 - 1 ~ 4 1 - 2 略</p> <p>4 1 - 3 防災関係機関</p> <p>【警戒宣言発令時】</p>
1 6 5	<p>防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(1) ~ (6) 略</p> <p>(7) 関東森林管理局東京分局 略</p> <p>(8) ~ (14) 略</p>	<p>防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(1) ~ (6) 略</p> <p>(7) 関東森林管理局 略</p> <p>(8) ~ (14) 略</p>
1 6 7	<p>2 略</p> <p>3 指定地方公共機関</p> <p>(1) 社団法人静岡県医師会、社団法人静岡県薬剤師会</p> <p><u>医療救護活動のための救護班（医師・薬剤師等）の派遣又は派遣準備</u></p> <p>(2) ~ (8) 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 指定地方公共機関</p> <p>(1) 社団法人静岡県医師会、<u>社団法人静岡県歯科医師会、社団法人静岡県薬剤師会、社団法人静岡県看護協会、社団法人静岡県病院協会</u></p> <p><u>ア 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備</u></p> <p><u>イ 救護班の派遣又は派遣準備</u></p> <p>(2) ~ (8) 略</p>
1 6 9	<p>第3章 広報活動</p> <p>計画作成の主旨</p> <p>(略)</p> <p>広報の際には、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮</p>	<p>第3章 広報活動</p> <p>計画作成の主旨</p> <p>(略)</p> <p>広報の際には、高齢者、<u>障害のある人</u>、外国人等災害時要援護者</p>

<p>187</p>	<p>る。また、災害用伝言ダイヤル171の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。</p> <p>(2) 略</p> <p>5～6 略</p> <p>7 鉄道 (指定公共機関である鉄道)</p> <p>(1) 列車の運転規制等</p> <p>ア 略</p> <p>イ 強化地域内を運転中の列車は、最寄りの駅等まで安全な速度で運転し、停車する。ただし、新幹線は、名古屋・新大阪間で運行を継続する。</p> <p>また、新幹線については熱海、東海道本線については由比、清水、焼津、金谷、弁天島、新居町の各駅では列車を停車させない。</p> <p>(2) 旅客の避難、救護</p> <p>ア 放送及び掲示等により警戒宣言の発令及び地震予知情報の内容を伝達し、係員の指示に従うよう案内する。この場合、自己の責任で行動を希望する旅客以外の旅客については、<u>原則として、駅舎内又は列車内に残留させる。</u></p> <p>イ <u>警戒宣言の発令が長時間にわたった場合又は危険が見込まれるときは、市町村の定める避難地に避難させるものとし、あらかじめ関係市町村と協議することとする。</u></p> <p>ウ <u>鉄道事業者の保護下にある旅客に対しては、食事のあっせんを行う。なお、食事のあっせんが不可能となる場合の措置については、あらかじめ関係市町村と協議することとする。</u></p> <p>エ <u>鉄道事業者の保護下にある旅客等に病人が発生した場合は、駅周辺の医療機関に収容することとし、あらかじめ関係医療機関と協議することとする。</u></p> <p>(指定地方公共機関である鉄道) (略)</p> <p>8～13 略</p>	<p>る。また、災害用伝言ダイヤル171又はiモード災害用伝言板の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。</p> <p>(2) 略</p> <p>5～6 略</p> <p>7 鉄道 (指定公共機関である鉄道)</p> <p>(1) 列車の運転規制等</p> <p>ア 略</p> <p>イ 強化地域内を運転中の列車は、最寄りの駅等まで安全な速度で運転し、停車する。ただし、新幹線は、名古屋・新大阪間で運行を継続する。</p> <p>また、新幹線については熱海、東海道本線については吉原、由比、清水、焼津、金谷、<u>舞阪</u>、弁天島、新居町の各駅では列車を停車させない。</p> <p>(2) 旅客の避難、救護</p> <p>ア 放送及び掲示等により警戒宣言の発令及び地震予知情報の内容を伝達し、係員の指示に従うよう案内する。この場合、自己の責任で行動を希望する旅客以外の旅客については、<u>市町村の定める避難地へ誘導する。</u></p> <p>イ <u>避難地の運営は、市町村と連携して行う。</u> <u>また、避難旅客のための物資及び食糧等を準備し、市町村と連携して避難旅客に提供する。</u></p> <p>ウ <u>避難旅客に対し、列車の運行状況等の情報を提供する。</u></p> <p>エ <u>避難旅客に病人が発生した場合は、病院等へ移送することとし、市町村と連携して対応する。</u></p> <p>(指定地方公共機関である鉄道) (略)</p> <p>8～13 略</p>
------------	--	--

188	<p>第13章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 計画の内容 <各施設・事業所に共通の事項> 略</p>	<p>第13章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 計画の内容 <各施設・事業所に共通の事項> 略</p>
190	<p><各施設・事業所の計画において定める個別事項> 1～4 略 5 学校・幼稚園・保育所 県教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県防災教育基本方針」及び「学校の地震防災対策マニュアル」等により、注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、県は保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。 学校、幼稚園、保育所（以下「学校等」という。）は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、園児、児童、生徒（以下「生徒等」という。）の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。 生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や保護者への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者と十分に協議して定めるものとする。 6～8 略 【第5編 災害応急対策】 第1章 防災関係機関の活動</p>	<p><各施設・事業所の計画において定める個別事項> 1～4 略 5 学校・幼稚園・保育所 県教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県防災教育基本方針」及び「学校の地震防災対策マニュアル」等により、注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、県は保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。 学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。 生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や保護者への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。 6～8 略 【第5編 災害応急対策】 第1章 防災関係機関の活動</p>

<p>196</p>	<p>計画の内容 51-1 県 1 災害対策本部 (1) 設置 ア～イ ウ 警戒本部から災害対策本部に移行する場合の災害対策本部の運営に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。 (2) 略 2～3 略 51-2 1 略 2 事務の継続性の確保 警戒本部から災害対策本部に移行する場合の市町村災害対策本部の運営に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。 3 略 4 津波に対する自衛措置</p>	<p>計画の内容 51-1 県 1 災害対策本部 (1) 設置 ア～イ ウ 警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。 (2) 略 2～3 略 51-2 1 略 2 事務の継続性の確保 市町村警戒本部から市町村災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。 3 略</p>
<p>197</p>	<p><u>沿岸地域の市町村長は津波に対し次の措置をとるものとする。</u> (1) 「津波注意報」 - ツナミチュウイ - が発表されたとき。 ア 海面の監視及び情報の聴取を行う。その結果、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、住民に対して避難の勧告・指示等必要な処置をとる。 イ 住民、漁協、港湾関係者等に注意報を適切な手段により伝達し、テレビ・ラジオ・市町村の情報に注意するよう呼びかける。 ウ 海浜の遊客（釣り人・サーファー・遊泳者等）に対し避難の伝達に努める。 (2) 「津波警報」が発表されたとき。 直ちに住民、漁協、港湾関係者等及び海浜の遊客に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難の勧告・指示を伝達する等必要な措置をとる。 (3) 「津波注意報」 - ツナミチュウイ - 又は「津波警報」は発表されていないが震度4程度以上の地震を感じたとき。 ア 海面の監視</p>	<p>(削除 第7章「避難活動」に記載)</p>

<p>198</p> <p>200</p>	<p><u>気象官署から津波予報が届くまでの間、少くとも 30 分間は海面の状態を監視するものとする。</u></p> <p><u>イ 報道の聴取</u> 地震を感じてから少なくとも1時間は、当該地震又は津波に関するラジオ・テレビ報道を聴取するものとする。</p> <p><u>ウ 避難勧告・指示等</u> 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、市町村長は住民に対して避難の勧告・指示等必要な処置をとる。また、海浜の遊客に対して避難の伝達に努める。</p> <p>5 1 - 3 防災関係機関 防災関係機関は、災害応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。</p> <p>1 指定地方行政機関 (1)～(7) 略 (8) 関東森林管理局東京分局 県、市町村からの要請に対する災害復旧用材(国有林材)の供給</p> <p>(9)～(17) 略</p> <p>2 指定公共機関 (1)～(3) 略 (4) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 ア～イ 略 ウ 災害用伝言ダイヤルサービスの提供</p> <p>(5)～(12) 略</p> <p>3 指定地方公共機関 (1) 社団法人静岡県医師会</p> <p>医療救護施設等における医療救護活動の連絡調整</p>	<p>5 1 - 3 防災関係機関 防災関係機関は、災害応急対策として概ね次の措置を講ずるものとする。</p> <p>1 指定地方行政機関 (1)～(7) 略 (8) 関東森林管理局 県及び市町村からの要請に対する災害復旧用材(国有林材)の供給</p> <p>(9)～(17) 略</p> <p>2 指定公共機関 (1)～(3) 略 (4) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 ア～イ 略 ウ 災害用伝言ダイヤルサービス又はiモード災害用伝言板サービスの提供</p> <p>(5)～(12) 略</p> <p>3 指定地方公共機関 (1) 社団法人静岡県医師会、社団法人静岡県歯科医師会、社団法人静岡県薬剤師会、社団法人静岡県看護協会、社団法人静岡県病院協会 ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施</p>
-----------------------	--	--

<p>204</p> <p>206</p> <p>208</p> <p>209</p>	<p>第3章 広報活動 計画作成の主旨 県と報道機関、防災関係機関及び市町村との協力体制を定め、県民に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、的確な災害応急対策がなされるよう必要な広報について定める。 (略)</p> <p>第4章 緊急輸送活動 計画の内容 54-1 県 1 略 2 緊急輸送の対象等 (1) 緊急輸送の対象とする人員、物資等 ア~ウ 略 エ リ災者を収容するため必要な資機材 オ~カ 略 (2) 略 3 略 54-2 略</p> <p>第5章 広域応援活動 計画の内容 55-1 行政機関及び民間団体の応援活動 1 略 2 県警察 (1) 他の都道府県警察に対する援助要請</p>	<p><u>イ 検視（社団法人静岡県薬剤師会を除く。）</u></p> <p>第3章 広報活動 計画作成の主旨 県と報道機関、防災関係機関及び市町村との協力体制を定め、県民に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、的確な災害応急対策がなされるよう必要な広報について定める。 <u>広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等災害時要援護者に配慮するものとする。</u> (略)</p> <p>第4章 緊急輸送活動 計画の内容 54-1 県 1 略 2 緊急輸送の対象等 (1) 緊急輸送の対象とする人員、物資等 ア~ウ 略 エ リ災者を受け入れるため必要な資機材 オ~カ 略 (2) 略 3 略 54-2 略</p> <p>第5章 広域応援活動 計画の内容 55-1 行政機関及び民間団体の応援活動 1 略 2 県警察 (1) 他の都道府県警察に対する援助要請</p>
---	---	--

<p>2 1 2</p> <p>2 1 5</p> <p>2 1 6</p>	<p>(略)</p> <p>ただし、機動通信隊については管区警察局に要請する。(略)</p> <p>3～5 略</p> <p>5 5 - 2～5 5 - 3 略</p> <p>第 6 章 災害の拡大防止活動</p> <p>計画の内容</p> <p>5 6 - 1～5 6 - 3 略</p> <p>5 6 - 4 学校における災害応急対策</p> <p><u>学校における災害応急対策は、発災時が児童生徒の在校時とそれ以外の時間とで大きく異なること、また、多くの学校が避難地、避難所となることを考慮し、「学校の地震防災対策マニュアル(県教育委員会編)」に基づき、次の項目について計画し、対策を行う。</u></p> <p>(1) <u>学校の防災組織と教職員の任務</u></p> <p>(2) <u>教職員動員計画</u></p> <p>(3) <u>情報連絡活動</u></p> <p>(4) <u>避難誘導</u></p> <p>(5) <u>実験・実習中の対策</u></p> <p>(6) <u>校外活動中の対策</u></p> <p>(7) <u>火元の遮断と初期消火活動</u></p> <p>(8) <u>救護活動</u></p> <p>(9) <u>児童生徒の帰宅方法及び保護者への引き渡し方法</u></p> <p>(10) <u>登下校対策</u></p> <p>(11) <u>発災後の施設点検と二次災害の防止</u></p> <p>(12) <u>応援活動</u></p> <p><u>以上の項目の他、盲・聾・養護学校については、児童生徒の障害の状態及び特性等に配慮する。</u></p> <p>5 6 - 5 被災建築物等に対する安全対策 略</p> <p>第 7 章 避難活動</p> <p>計画の内容</p>	<p>(略)</p> <p>ただし、機動警察通信隊については管区警察局に要請する。(略)</p> <p>3～5 略</p> <p>5 5 - 2～5 5 - 3 略</p> <p>第 6 章 災害の拡大防止活動</p> <p>計画の内容</p> <p>5 6 - 1～5 6 - 3 略</p> <p>(削除 第 11 章「学校等における災害応急対策及び応急教育」に記載)</p> <p>5 6 - 4 被災建築物等に対する安全対策 略</p> <p>第 7 章 避難活動</p> <p>計画の内容</p>
--	--	---

<p>5 7 - 1 避難対策</p> <p>1 避難対策の基本方針</p> <p>(1) <u>地震災害発生時においては、津波、山・崖崩れ及び延焼火災の危険予想地域のみならず、その他の地域においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため県及び市町村は、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、可能な限りの措置をとることにより住民等の生命、身体の安全確保に努める。</u></p> <p>(2) <u>避難誘導や避難生活の運営に当たっては、災害弱者等に配慮するものとする。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 避難のための勧告及び指示 略</p>	<p>5 7 - 1 避難対策</p> <p>1 避難対策の基本方針</p> <p>(1) <u>地震災害発生時においては、津波、山・崖崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。</u> <u>このため、県及び市町村は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。</u></p> <p>(2) <u>情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、災害時要援護者等に配慮するものとする。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 情報・広報活動</p> <p>(1) <u>県、市町村及び防災関係機関は、地震及び津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は「第2章 情報活動」に準ずる。なお、津波情報の種類及び伝達系統等は資料編(5-3-4~5-3-6)のとおりである。</u></p> <p>(2) <u>県、市町村及び防災関係機関は、地震及び津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は「第3章 広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、災害時要援護者への的確な情報提供に配慮する。</u></p> <p>(3) <u>住民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り地震及び津波に関する情報を入手するよう努める。</u></p> <p>3 避難のための勧告及び指示 略</p> <p>4 津波からの避難対策</p> <p><u>津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。</u></p> <p>(1) 市町村が実施する自衛措置</p> <p><u>沿岸地域の市町村においては、次の措置をとるものとする。</u></p> <p>ア 津波注意報が発表された場合</p> <p><u>(ア) 安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を</u></p>
--	--

		<p>伴う津波の発生が予想されるときは、市町村長は住民に対して避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市町村長が行う避難の勧告又は指示については、「57-1 避難対策」の「3 避難のための勧告及び指示」に準ずる。</p> <p>(イ) 住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市町村が広報する情報に注意するよう呼びかける。</p> <p>(ウ) 海水浴客、釣人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、避難の勧告又は指示の伝達に努める。</p> <p>イ 津波警報が発表された場合</p> <p>市町村長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。</p> <p>ウ 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合</p> <p>市町村長は、直ちに津波避難対象地区にある住民、海水浴客等に対して、避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。</p> <p>エ 津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合</p> <p>(ア) 海面の監視</p> <p>気象官署から津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。</p> <p>(イ) 報道の聴取</p> <p>揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取するものとする。</p> <p>(ウ) 避難の勧告、指示等</p> <p>海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市町村長は住民、海水浴客等に対して避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。</p> <p>(2) 住民等が実施する自衛措置</p> <p>ア 海浜付近の住民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場</p>
--	--	--

<p>2 1 7</p>	<p><u>3</u> 警戒区域の設定 略 <u>4</u> 避難地への市町村職員等の配置 略 <u>5</u> 避難の方法 略 <u>6</u> 幹線避難路の確保 略 <u>7</u> 避難地における救護等 (1) 避難地に配置された市町村職員又は警察官は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 <u>ア</u> 津波・火災等の危険の状況の確認及び避難した者への情報伝達 <u>イ</u> 避難した者の掌握 <u>ウ</u> 必要な応急の救護 <u>エ</u> 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への収容 (2) 市町村が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力するものとする。 <u>8</u> 避難状況の報告 略</p> <p>5 7 - 2 避難所の設置及び避難生活 1 基本方針 市町村は収容を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。 避難生活の運営に当たっては、災害弱者等に配慮するものとする。</p>	<p><u>合</u>、避難の勧告又は指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難地等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。 <u>イ</u> 海水浴客等は、アの他、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。</p> <p><u>5</u> 警戒区域の設定 略 <u>6</u> 避難地への市町村職員等の配置 略 <u>7</u> 避難の方法 略 <u>8</u> 幹線避難路の確保 略 <u>9</u> 避難地における業務 (1) 避難地に配置された市町村職員又は警察官は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 <u>ア</u> 津波・火災等の危険の状況に関する情報の収集 <u>イ</u> 地震及び津波に関する情報の伝達 <u>ウ</u> 避難者の把握 <u>エ</u> 必要な応急救護 <u>オ</u> 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動 (2) 市町村が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。 <u>10</u> 避難状況の報告 略</p> <p>5 7 - 2 避難所の設置及び避難生活 1 基本方針 市町村は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。 避難所の運営に当たっては、災害時要援護者等に配慮するものとする。</p>
--------------	---	---

2 2 5	<p>イ 活動 (ア) 略 (イ) 重症患者及び中等症患者の処置及び<u>収容</u> (ウ)～(I) 略 (オ) 医療救護活動の記録及び市町村災害対策本部への<u>収容</u>状況等の報告 (カ) 略</p> <p>(3) 仮設救護病院 ア 略 イ 活動 (ア) 略 (イ) 中等症患者の処置及び<u>収容</u>。必要に応じ、重症患者の応急処置 (ウ)～(I) 略 (オ) 医療救護活動の記録及び市町村災害対策本部への<u>収容</u>状況等の報告 (カ) 略</p> <p>(4) 災害拠点病院 ア 略 イ 活動 他の医療救護施設での処置が困難な重症患者の処置及び<u>収容</u>のほか、救護病院の確保が困難であるか又は救護病院のない市町村の重症患者及び中等症患者の処置並びに<u>収容</u>を行う。</p> <p>3 県 (1)～(5) 略 (6) 被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町村間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院への<u>収容</u>のため必要な措置を講ずる。 (7) 災害拠点病院の<u>収容</u>状況等の把握のため職員を配置する。 (8) 略</p> <p>4 市町村 (1)～(2) 略</p>	<p>イ 活動 (ア) 略 (イ) 重症患者及び中等症患者の処置及び<u>受入れ</u> (ウ)～(I) 略 (オ) 医療救護活動の記録及び市町村災害対策本部への<u>受入</u>状況等の報告 (カ) 略</p> <p>(3) 仮設救護病院 ア 略 イ 活動 (ア) 略 (イ) 中等症患者の処置及び<u>受入れ</u>。必要に応じ、重症患者の応急処置 (ウ)～(I) 略 (オ) 医療救護活動の記録及び市町村災害対策本部への<u>受入</u>状況等の報告 (カ) 略</p> <p>(4) 災害拠点病院 ア 略 イ 活動 他の医療救護施設での処置が困難な重症患者の処置及び<u>受入れ</u>のほか、救護病院の確保が困難であるか又は救護病院のない市町村の重症患者及び中等症患者の処置並びに<u>受入れ</u>を行う。</p> <p>3 県 (1)～(5) 略 (6) 被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町村間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院への<u>受入れ</u>のため必要な措置を講ずる。 (7) 災害拠点病院の<u>受入</u>状況等の把握のため職員を配置する。 (8) 略</p> <p>4 市町村 (1)～(2) 略</p>
-------	---	--

<p>232</p>	<p><u>ア支援センターに配置し、その活動を支援する。</u> (3)~(5) 略 3 略</p> <p>第11章 <u>応急教育活動</u> 計画の内容</p> <p>511-1 <u>応急教育計画の作成</u></p> <p>1 <u>公立の学校の校長は、市町村又は県の教育委員会と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。</u></p> <p>(1) <u>被害状況の把握</u> <u>児童、生徒、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</u></p> <p>(2) <u>応急教育の計画</u></p> <p><u>ア 教職員を動員し施設及び設備の応急復旧整備を行い授業再開に努める。なお被害の状況により、必要があるときは市町村又は地域住民等の協力を求める。</u></p> <p><u>イ 施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童、生徒及び保護者に連絡する。</u></p> <p><u>ウ 全児童、生徒を学校へ同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講ずる。</u></p> <p><u>エ 児童、生徒を通学不可能な他地域へ集団移動して応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。</u></p> <p><u>オ 教育活動の再開に当たっては、児童、生徒の登下校時の安全確保に留意するものとする。</u></p> <p>(3) <u>学校が地域の避難所となる場合の留意事項</u></p> <p><u>ア 避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難実施等措置者に対しその利用について必要な指示をする。</u></p> <p><u>イ 学校管理に必要な教職員を確保し、施設及び設備の保全に努める。</u></p> <p><u>ウ 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について市町村と必要な協議を行う。</u></p>	<p>(3)~(5) 略 3 略</p> <p>第11章 <u>学校における災害応急対策及び応急教育</u> 計画の内容</p> <p>511-1 <u>基本方針</u></p> <p><u>県教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県防災教育基本方針」及び「学校の地震防災対策マニュアル」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。また、県は私立学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。</u></p> <p><u>また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市町村、市町村教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、一般対策編による。</u></p> <p><u>学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。</u></p> <p><u>中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。</u></p> <p>511-2 <u>計画の作成</u></p> <p>1 <u>災害応急対策</u></p> <p><u>計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。</u></p> <p><u>計画に定める項目は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>学校の防災組織と教職員の任務</u></p> <p>(2) <u>教職員動員計画</u></p> <p>(3) <u>情報連絡活動</u></p>
------------	---	--

<p><u>2 国立及び私立の学校における応急教育については公立の学校に準ずる。この場合私立の学校の校長は、県と密接な連携を保ち応急教育計画を定めるものとする。</u></p> <p><u>3 知事又は県教育長は、応急教育実施のための施設又は教職員の確保等について市町村、市町村教育委会、又は県立学校の要請により必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>4 「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、一般対策編による。</u></p> <p>5 1 1 - 2 高等学校生徒の災害応急対策への協力</p> <p><u>高等学校において登校可能な生徒は、教職員の指導監督のもとに学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や、地域における応急復旧又は救援活動等に協力する。</u></p>	<p><u>(4) 生徒等の安全確保のための措置</u></p> <p><u>(5) その他、「学校の地震防災対策マニュアル」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策</u></p> <p>2 応急教育</p> <p><u>計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。</u></p> <p><u>(1) 被害状況の把握</u></p> <p><u>生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</u></p> <p><u>(2) 施設・設備の確保</u></p> <p><u>学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。被害の状況により、必要に応じて市町村又は地域住民等の協力を求める。</u></p> <p><u>(3) 教育再開の決定・連絡</u></p> <p><u>生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。</u></p> <p><u>教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</u></p> <p><u>(4) 教育環境の整備</u></p> <p><u>不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</u></p> <p><u>(5) 給食業務の再開</u></p> <p><u>施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</u></p> <p><u>(6) 学校が地域の避難所となる場合の対応</u></p> <p><u>各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町村、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。</u></p> <p><u>避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市町村等と必要な協議を行う。</u></p> <p><u>(7) 生徒等の心のケア</u></p> <p><u>生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学</u></p>
--	---

<p>2 3 3</p> <p>2 3 4</p> <p>2 3 5</p>	<p>第12章 要援護者に対する援助 計画作成の主旨 り災者のうち援助を必要とする住民に対して、生活保護の適用、福祉資金その他の資金の貸付等の援助を迅速に行い<u>要援護者の保護を図る。</u> 計画の内容 5 1 2 - 1 略 5 1 2 - 2 実施事項 1 県又は市町村が実施する事項 (1) り災した社会福祉施設<u>収容者</u>を他の施設等へ一時<u>収容保護</u>する場合の<u>あつせん。</u> (2)～(4) 略 2～3 略</p> <p>第13章 県有施設及び設備等の対策 計画の内容 5 1 3 - 1～5 1 3 - 2 略</p> <p>5 1 3 - 3 公共施設等 1 略 2 河川及び海岸保全施設 (1) 略</p>	<p><u>校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。</u></p> <p>(2～4 削除 「5 1 1 - 1 基本方針」に記載) (5 1 1 - 2 削除 「5 1 1 - 1 基本方針」に記載)</p> <p>第12章 被災者の生活再建等への支援 計画作成の主旨 り災者のうち援助を必要とする住民に対して、生活保護の適用、福祉資金その他の資金の貸付等の援助を迅速に行い、保護を図る。</p> <p>計画の内容 5 1 2 - 1 略 5 1 2 - 2 実施事項 1 県又は市町村が実施する事項 (1) り災した社会福祉施設<u>入所者</u>を他の施設等へ一時保護する場合の<u>あつせん。</u> (2)～(4) 略 2～3 略</p> <p>第13章 県有施設及び設備等の対策 計画の内容 5 1 3 - 1～5 1 3 - 2 略 5 1 3 - 3 公共施設等 1 略 2 河川及び海岸保全施設 (1) 略 (2) 水門等の操作 <u>津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。</u></p>
--	---	--

	<p>(2)~(4) 略 3 略 4 港湾及び漁港施設等 (1) 略</p> <p>(2)~(3) 略 5 防災ダム、ため池及び用水路 (1) 被害状況の把握 防災ダム、ため池及び用水路の被害状況を調査する。 (2) 略 6~8 略</p> <p>513-4 略</p> <p>236 第14章 防災関係機関の講ずる災害応急対策 計画作成の主旨 県民生活に密接な関係のある防災関係機関が実施する災害応急対策の概要を示す。</p> <p>237 計画の内容 514-1~514-3 略 514-4 通信 1 略 2 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 (1) 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 ア 略</p>	<p>(3)~(5) 略 3 略 4 港湾及び漁港施設等 (1) 略 (2) 水門等の操作 津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。</p> <p>(3)~(4) 略 5 ダム、ため池及び用水路 (1) 被害状況の把握 ダム、ため池及び用水路の被害状況を調査する。 (2) 略 6 略 7 工事中の公共施設、建築物、その他 津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。</p> <p>513-4 略</p> <p>236 第14章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策 計画作成の主旨 県民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。</p> <p>237 計画の内容 514-1~514-3 略 514-4 通信 1 略 2 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 (1) 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 ア 略</p>
--	--	--

	<p>イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとる。</p> <p>(2)~(3) (略)</p> <p>514-5~514-9 略</p>	<p>イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、<u>iモード災害用伝言板サービス</u>を提供する。</p> <p>(2)~(3) (略)</p> <p>514-5~514-9 略</p> <p><u>第15章 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策</u></p> <p><u>計画作成の主旨</u> 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。</p> <p><u>計画の内容</u> 計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2章に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策、注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。</p> <p><u>1 各施設・事業所に共通の事項</u> 各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。</p> <p>(1) <u>災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項</u> ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制 イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等</p> <p>(2) <u>津波からの円滑な避難の確保に関する事項</u> ア 地震及び津波に関する情報収集、伝達 イ 利用者、顧客、従業員等の安全な避難誘導方法</p> <p>(3) <u>出火防止措置、消防用施設等の点検</u></p> <p>(4) <u>その他必要な災害応急対策に関する事項</u></p> <p><u>2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項</u></p>
--	---	---

		<p>各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。</p> <p>津波からの円滑な避難のための安全確保措置については、津波に関する情報を把握し、従業員等の避難に要する時間に配慮して実施する。</p> <p>(1) 病院、診療所、百貨店、スーパー等</p> <p>ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。</p> <p>イ 地震及び津波に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。</p> <p>ウ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。</p> <p>(2) 石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設</p> <p>火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。</p> <p>(3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業</p> <p>ア 利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。</p> <p>イ 鉄道においては、津波による被害が予想される区間がある場合、運行停止等の必要な措置を講ずる。</p> <p>ウ 旅客船においては、港湾施設被害が生じた場合又は津波による危険が予想される場合、航行停止、船舶の安全な海域への退避等の必要な措置を講ずる。</p> <p>(4) 学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設</p> <p>避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な災害時要援護者の安全確保に必要な措置等に配慮する。</p> <p>(5) 水道、電気及びガス事業</p> <p>ア 水道（市町村）</p> <p>水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。</p> <p>イ 電気</p> <p>火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカーの開放等</p>
--	--	--

<p>2 3 9</p> <p>2 4 1</p> <p>2 4 8</p>	<p>【第6編 復旧・復興対策】</p> <p>第1章 防災関係機関の活動 計画の内容 6 1 - 1 ~ 6 1 - 3 略 6 1 - 4 防災関係機関 1 指定地方行政機関 (1) ~ (7) 略 (8) 関東森林管理局東京分局 略 (9) ~ (16) 略</p> <p>2 ~ 3 略</p> <p>第7章 都市・農山漁村の復興 計画作成の主旨 被災した市街地・農山漁村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、<u>障害者にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。</u></p>	<p><u>の措置についての利用者への広報に配慮する。</u> <u>ウ ガス</u> <u>火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。</u></p> <p>(6) 貯木場 <u>貯木の流出防止措置を講ずる。</u></p> <p>(7) 道路 <u>津波による被害が予想される区間及び避難路としての使用が予定される区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。</u></p> <p>【第6編 復旧・復興対策】</p> <p>第1章 防災関係機関の活動 計画の内容 6 1 - 1 ~ 6 1 - 3 略 6 1 - 4 防災関係機関 1 指定地方行政機関 (1) ~ (7) 略 (8) 関東森林管理局 略 (9) ~ (16) 略</p> <p>2 ~ 3 略</p> <p>第7章 都市・農山漁村の復興 計画作成の主旨 被災した市街地・農山漁村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、<u>障害のある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。</u></p>
--	--	--

<p>2 5 1</p> <p>2 5 2</p> <p>2 5 3</p>	<p>第8章 被災者の生活再建支援 計画の内容 68-1～68-2 略 68-3 被災者の経済的再建支援 1 略 2 県 (1) 略 (2) 被災者(自立)生活再建支援金の支給 市町村からの被害状況を取りまとめ、国・基金に対して被害状況の報告を行うとともに、被災者生活再建支援法適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援基金に対して支援金の迅速な支給を要請する。また、「被災者生活再建支援法」が適用されない市町村の被災者に対して、県の制度による支援金を支給する。 (3)～(5) 略 3 市町村 (1)～(3) 略 (4) 被災者生活再建支援金の申請受付等 被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援基金により委託された事務を迅速に実施する。 (5)～(6) 略 4～5 略 68-4 略 68-5 災害弱者の支援 1 基本方針 高齢者や障害者等のいわゆる災害弱者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。 (略) 2 県</p>	<p>第8章 被災者の生活再建支援 計画の内容 68-1～68-2 略 68-3 被災者の経済的再建支援 1 略 2 県 (1) 略 (2) 被災者(自立)生活再建支援金の支給 市町村からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、被災者生活再建支援法適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。また、「被災者生活再建支援法」が適用されない市町村の被災者に対して、県の制度による支援金を支給する。 (3)～(5) 略 3 市町村 (1)～(3) 略 (4) 被災者生活再建支援金の申請受付等 被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。 (5)～(6) 略 4～5 略 68-4 略 68-5 災害時要援護者の支援 1 基本方針 高齢者や障害のある人等のいわゆる災害時要援護者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。 (略) 2 県</p>
--	--	---

254	<p>(1) 被災状況の把握 ア 災害弱者の被災状況、生活実態、被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況等の調査について市町村を支援する。</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3 市町村</p> <p>(1) 被災状況の把握 「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。</p> <p>ア 災害弱者の被災状況及び生活実態</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>68 - 6 ~ 68 - 7 略</p>	<p>(1) 被災状況の把握 ア 災害時要援護者の被災状況、生活実態、被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況等の調査について市町村を支援する。</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3 市町村</p> <p>(1) 被災状況の把握 「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。</p> <p>ア 災害時要援護者の被災状況及び生活実態</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>68 - 6 ~ 68 - 7 略</p>
-----	--	--

静岡県地域防災計画（原子力対策編）修正案 新旧対照表

頁	現 行	修 正 案																		
3	<p>第1章 総 則 第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="273 472 1050 766"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関東農政局</td> <td>被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認</td> </tr> <tr> <td>静岡食糧事務所</td> <td>災害時における主要食糧等の需給対策</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	略		関東農政局	被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認	静岡食糧事務所	災害時における主要食糧等の需給対策	略		<p>第1章 総 則 第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1173 472 1951 766"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関東農政局</td> <td>1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食糧等の需給対策</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	略		関東農政局	1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食糧等の需給対策	略	
機 関 名	所 掌 事 務																			
略																				
関東農政局	被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認																			
静岡食糧事務所	災害時における主要食糧等の需給対策																			
略																				
機 関 名	所 掌 事 務																			
略																				
関東農政局	1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食糧等の需給対策																			
略																				